

DAISHIN DISCLOSURE だいしんレポート

2021年度上半期 ミニディスクロージャー誌
〈2021.4.1～2021.9.30〉



ごあいさつ

皆様方には、平素より「だいしん」大分信用金庫をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

私ども「だいしん」は、大正11年に創業以来、相互扶助の理念に基づく協同組織金融機関として、地域に密着した健全経営を行ってまいりました。

さて、今上半期におけるわが国を取り巻く環境は、東京オリンピック・パラリンピックの開催等、明るい話題もあったものの、新型コロナウイルスの感染が拡大し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用地域が拡大されたことで、経済活動は大きく制限され、対面型のサービス業を中心に需要の冷え込みが続きました。

このような情勢の中、当金庫におきましては、コロナ禍で影響を受けたお取引先への事業継続に向けた積極的な資金繰り支援に加え、本業支援などのコンサルティング機能をより一層高めた取組みを、役職員一丸となって迅速、柔軟に対応してまいりました。

この結果、令和3年9月末現在の業績は、預金残高2,349億7千万円、貸出金残高984億1百万円、厳しい収益環境の中で当期純利益5千万円を確保、金融機関の健全性を示す自己資本比率は、国内基準4%の5倍を堅持し22.38%となりました。

これもひとえに皆様方のご理解ご協力のお陰と存じ、心から感謝致しますとともに、「迷わず信用金庫する」理念のもとに、今後ともお客様の利便性向上と地域社会の繁栄に貢献してまいりますので、何卒よろしくご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。

この半期ディスクロージャー誌は、地域金融機関としての情報開示や説明責任を果たす意味で、主要な財務内容や地域活動の状況について開示しているものです。

皆様方におかれましては、是非とも本冊子をご高覧頂き、「だいしん」へのご理解を深めて頂ければ幸甚に存じます。

令和3年11月



会長



理事長

会長 山上 博資
理事長 和田 政則

経営理念

1. 地元産業の発展に寄与する
2. 利益を得たいが他人の利益を先にする
3. 内容を堅実にし待遇の優れた金庫とする
4. 五訓精神の徹底を期する

五訓

- ・ 時間を徒らに費やすな
- ・ 物を粗略にするな
- ・ 如何なる仕事も楽しみて勤めよ
- ・ 人に親切にし誠をつくせ
- ・ 吾身を省み人をそしるな

経営方針

金融機関を取り巻く環境は依然として厳しく、信用金庫業界においても自己責任原則に基づく経営の健全性、信頼性向上への要請が一段と強まっています。

こうした情勢のもとで、地域限定・中小企業専門・協同組織たる信用金庫の機能発揮がますます強く求められるものと認識し、経営の合理化、効率化を推進するとともに各種リスク管理の徹底、経営基盤拡大を重要課題とし、「迷わず信用金庫する」をモットーに「自立と共生」の精神で、「健全経営」と「地域貢献」に更なる努力を重ねて参存です。

シンボルマーク



矢車草

矢車草は日本古来のゆかしい、多くの人に愛されてきた親しみ溢れる草花です。小さな花弁が集まってひとつの花ができていくように、人と人との出会いから生まれる小さな輪がだんだんと膨らんで大きく成長し、やがてコミュニティという花を咲かせます。私たちは、この小さな出会いを大切に考え公共性豊かな金融機関として地域社会に奉仕し、よりよい環境づくりの中心になりたいと考えています。信頼される地域のコミュニケーションが私たちの願いです。

4月

- 1日 令和3年度新入職員入庫式 **Ph1**
- 1日 「アフターコロナサポートローン」取扱開始
- 1日 大分県より令和3年度健康経営事業所に認定される
- 6日 営業推進マニュアル作成(小口融資推進マニュアル改訂版)



Ph1

6月

- 15日 「信用金庫の日」全店一斉清掃ボランティア活動実施
- 信用金庫法制定70周年記念3金庫合同でお客様感謝デー実施
- 花の種プレゼント **Ph2**



Ph2

7月

- 3日 県下信金野球大会準優勝
- 6日 令和2年度大分県信用保証協会優良店舗表彰
- 一般表彰 臼杵支店、佐伯支店
- 特別表彰 城南支店、佐伯支店、新屋敷支店



Ph3

8月

- 2日 100周年対策委員会発足
- 2日 SNSによる地域・取引先の積極的な情報発信開始 **Ph3**
- 3日 法人インターネットバンキング「総合振込機能」提供開始

9月

- 6日 交通事故防止への協力について
- 大分県警察本部作成の交通事故防止動画を電子掲示板設置
- 店舗で放送開始
- 15日 SDGs委員会発足
- 21日 南支店新築移転オープン(旧 城南支店)
- 畑中支店は、南支店へ店舗内店舗方式で移転 **Ph4**
- 県内初となる、感染防止対策として空中ディスプレイ搭載
- ATM導入



Ph4

■当金庫の概要 (令和3年9月末現在)

- 創 業…大正11年11月
- 本店所在地…大分市大道町3丁目4番42号
- 預 金…234,975百万円
- 貸 出 金…98,401百万円
- 出 資 金…680百万円
- 会 員 数…33,783名
- 店 舗 数…24店舗
- 常勤従業員数…222人

■主要な経営指標の推移

＜預金、貸出金等の推移＞

(単位:百万円、人)

	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末	前年同期比
預 金 残 高	226,780	233,649	234,975	8,194
貸 出 金 残 高	96,312	98,855	98,401	2,089
有 価 証 券 残 高	70,584	72,417	72,121	1,536
預 け 金 残 高	77,953	80,216	82,683	4,729
総 資 産 額	249,880	256,556	258,338	8,458
出 資 総 額	687	683	680	△ 6
常 勤 役 職 員 数	219	216	222	3

注・総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

＜収益及び利益等の推移＞

(単位:百万円)

	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末	前年同期比
経 常 収 益	1,459	2,861	1,471	12
経 常 利 益	69	194	79	10
業 務 純 益	43	333	80	37
実 質 業 務 純 益	43	287	80	37
コ ア 業 務 純 益	43	287	80	37
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益除く)	43	287	58	15
当 期 純 利 益	30	82	50	20

■会員の状況

(単位:人)

区 分	令和3年3月末	令和3年9月末	期首比
法 人 会 員	4,416	4,438	22
個 人 会 員	29,389	29,345	△ 44
(個 人 事 業 主)	(3,717)	(3,746)	29
合 計	33,805	33,783	△ 22

■自己資本の充実の状況について

(単位:百万円、%)

＜自己資本の構成に関する事項＞

	令和3年3月末	令和3年9月末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,080	20,128
うち、出資金及び資本剰余金の額	683	680
うち、利益剰余金の額	19,410	19,448
うち、外部流出予定額(△)	13	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	235	227
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	235	227
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	140	93
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	20,457	20,450

(単位:百万円、%)

	令和3年3月末	令和3年9月末
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	21	18
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	21	18
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	201	201
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
小数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	223	220
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	20,233	20,229
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	84,795	85,533
資産(オン・バランス)項目	83,527	84,315
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 6	△ 6
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△ 1,050	△ 1,050
うち、上記以外に該当するものの額	1,043	1,043
オフ・バランス項目	1,267	1,218
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,832	4,832
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	89,627	90,365
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	22.57	22.38

注・自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する 銀行法第14条2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■ 有価証券の時価情報

< 売買目的有価証券 > 該当ありません

< 満期保有目的の債券 >

(単位:百万円)

区 分	種 類	令和3年3月末			令和3年9月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,200	2,221	21	1,600	1,611	11
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	13,799	13,837	38	13,899	13,927	27
	その他	300	300	0	300	301	1
	小計	16,299	16,360	60	15,799	15,840	40
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	3,800	3,799	△ 0	2,500	2,499	△ 0
	その他	1,800	1,740	△ 59	1,800	1,763	△ 36
	小計	5,600	5,540	△ 59	4,300	4,263	△ 36
合 計		21,899	21,900	0	20,099	20,103	3

注 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

< その他有価証券 >

(単位:百万円)

区 分	種 類	令和3年3月末			令和3年9月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	39,001	37,775	1,226	41,095	39,718	1,377
	国債	32,748	31,633	1,114	33,479	32,231	1,247
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	6,253	6,141	112	7,616	7,487	129
	その他	2,186	2,100	86	3,990	3,870	120
	小計	41,188	39,875	1,313	45,086	43,588	1,497
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	8,399	8,515	△ 115	6,673	6,710	△ 37
	国債	5,333	5,392	△ 59	4,185	4,196	△ 11
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	3,066	3,122	△ 56	2,487	2,513	△ 26
	その他	895	900	△ 4	228	230	△ 1
	小計	9,295	9,415	△ 120	6,902	6,940	△ 38
合 計		50,484	49,291	1,193	51,988	50,529	1,458

注 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

< 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 >

(単位:百万円)

区 分	令和3年3月末	令和3年9月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	28	28
投資事業有限責任組合出資	5	4
合 計	33	32

注 非上場株式および投資事業有限責任組合出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

貸出金残高業種別内訳

(単位:百万円、%)

業 種	令和3年3月末			令和3年9月末			期首比		
	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比
製 造 業	185	3,528	3.56	197	3,619	3.67	12	91	0.11
農 業、林 業	19	300	0.30	17	277	0.28	△ 2	△ 23	△ 0.02
漁 業	13	184	0.18	12	139	0.14	△ 1	△ 45	△ 0.04
鉱業、採石業、砂利採取業	4	424	0.42	4	414	0.42	0	△ 10	0.00
建 設 業	775	11,555	11.68	804	11,615	11.80	29	60	0.12
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	8	138	0.13	10	140	0.14	2	2	0.01
運 輸 業、郵 便 業	52	1,245	1.25	53	1,245	1.26	1	0	0.01
卸 売 業	138	3,441	3.48	140	3,168	3.21	2	△ 273	△ 0.27
小 売 業	476	6,350	6.42	490	6,206	6.30	14	△ 144	△ 0.12
金 融・保 険 業	28	1,208	1.22	28	1,130	1.14	0	△ 78	△ 0.08
不 動 産 業	508	20,960	21.20	512	20,495	20.82	4	△ 465	△ 0.38
物 品 賃 貸 業	6	115	0.11	6	100	0.10	0	△ 15	△ 0.01
学術研究、専門・技術サービス業	26	182	0.18	30	183	0.18	4	1	0.00
宿 泊 業	14	800	0.80	14	793	0.80	0	△ 7	0.00
飲 食 業	346	2,204	2.22	355	2,194	2.22	9	△ 10	△ 0.00
生活関連サービス業、娯楽業	248	2,509	2.53	255	2,136	2.17	7	△ 373	△ 0.36
教育、学 習 支 援 業	24	371	0.37	25	375	0.38	1	4	0.01
医 療・福 祉	49	688	0.69	50	593	0.60	1	△ 95	△ 0.09
そ の 他 の サ ー ビ ス	345	3,209	3.24	366	3,435	3.49	21	226	0.25
国・地方公共団体	5	5,684	5.74	5	5,849	5.94	0	165	0.20
個 人	8,452	33,752	34.14	8,311	34,285	34.84	△ 141	533	0.70
合 計	11,721	98,855	100.00	11,684	98,401	100.00	△ 37	△ 454	

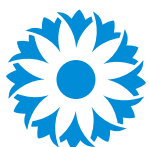
金融再生法開示債権額

(単位:百万円、%)

	令和3年3月末		令和3年9月末		期首比	
	残 高	総与信に占める割合	残 高	総与信に占める割合	残 高	比 率
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,451	2.43	2,466	2.46	15	0.03
危 険 債 権	3,130	3.10	3,133	3.12	2	0.02
要 管 理 債 権	383	0.38	366	0.36	△ 16	△ 0.02
小 計 (A)	5,965	5.92	5,967	5.95	1	0.03
正 常 債 権	94,733	94.07	94,208	94.04	△ 525	△ 0.03
合 計	100,699	100.00	100,176	100.00	△ 523	—
保 全 額 (B)	5,513		5,536		23	
貸 倒 引 当 金 (C)	2,085		2,068		△ 16	
担 保、保 証 等 (D)	3,427		3,467		39	
保 全 率 [(B)/(A)]	92.41		92.77		0.36	
保全・保証等控除後債権に対する引当率 [(C)/((A)-(D))]	82.16		82.75		0.59	

- 注 1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、3ヶ月以上の延滞の状態にあるか、もしくは貸出条件緩和を行っている債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 金融再生法開示債権には貸出金以外の債権(債務保証・未収利息・その他与信に関連する仮払金等)が含まれています。
6. 「貸倒引当金(C)」は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

DAISHIN DISCLOSURE



だいしん

